

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	北広島市

北広島市鳥獣被害防止計画 (第4期)

(平成26年5月30日策定)

(平成29年6月26日改定)

(平成30年9月10日変更)

(令和2年5月11日改定)

(令和3年11月26日変更)

(令和5年2月27日改定)

<連絡先>

担当部署名 北広島市経済部農政課
所在地 北広島市中央4丁目2番地1
電話番号 011-372-3311
FAX番号 011-372-0888
メールアドレス nousei@city.kitahiroshima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、アライグマ、キツネ、鳥類、ヒグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	北海道北広島市（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		被害面積	被害金額
エゾシカ	大根	0.33ha	1,080千円
	馬鈴薯	0.17ha	475千円
	人参	0.31ha	1,012千円
	カボチャ	0.04ha	60千円
	デントコーン	0.85ha	428千円
	ブロッコリー	0.55ha	2,147千円
	大豆	0.63ha	249千円
	他	1.15ha	1,389千円
	計	4.03ha	6,840千円
アライグマ	ねぎ	0.01ha	121千円
	スイートコーン	0.10ha	113千円
	デントコーン	0.07ha	35千円
	牧草	0.03ha	6千円
	計	0.21ha	275千円
キツネ	ブロッコリー	0.10ha	390千円
	スイートコーン	0.05ha	56千円
	デントコーン	0.01ha	5千円
	レタス	0.10ha	481千円
	牧草	0.01ha	2千円
	計	0.27ha	934千円
鳥類	イチゴ	0.10ha	2,978千円
	デントコーン	0.07ha	35千円
	牧草	0.04ha	9千円
	レタス	0.24ha	1,164千円
	他	0.06ha	243千円
	計	0.51ha	4,429千円
ヒグマ	農業被害 生活環境被害	局地的な小被害（食害）があるものの被害面積・金額不明	
	合計	5.02ha	12,478千円

(2) 被害の傾向

エゾシカ	農作物の播種期から収穫期までの長期間にわたり市内全域で出没し、大根、馬鈴薯、人参など農作物全般にわたる食害、踏み付け等の被害がある。近年では、道路周辺での出没がみられ、車両との衝突事故が発生している。農作物の被害は、エゾシカによるものが最も大きい。
アライグマ	スイートコーン、デントコーン等の被害がある。
キツネ	スイートコーン、ブロッコリー、レタス等の被害がある。
鳥類	レタス、デントコーン、イチゴ等の被害がある。
ヒグマ	5月から11月頃まで、西部地区を中心に足跡・糞等の発見や目撃情報がある。令和元年度には、市街地への出没があり、今後は市街地近接の出没による人的被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度）		目標値（令和7年度） 現状値の30%軽減	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
エゾシカ	4.03ha	6,840千円	2.82ha	4,788千円
アライグマ	0.21ha	275千円	0.14ha	192千円
キツネ	0.27ha	934千円	0.18ha	653千円
鳥類	0.51ha	4,429千円	0.35ha	3,100千円
ヒグマ	人身事故ゼロを目標とする。			
合 計	5.02ha	12,478千円	3.49ha	8,733千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策 ※広猟会とは「北広島広猟会」で、北広島市内の狩猟者団体である。

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【エゾシカ】 ●広猟会従事者の銃器及びくくりわな等による捕獲の実施。 ●北広島市営農指導対策協議会のくくりわなによる捕獲の実施。	相当数（毎年130～195頭程度）を捕獲しているが、増加傾向にあり、被害がなかなか減少しない。 エゾシカが出没する農地や森林が、民家や道路、ゴルフ場等に近いことなどから銃器による駆除は、制約があり限定的となっている。くくりわなについては、農業者の免許取得者を増やし、自らわなを設置してエゾシカの捕獲に取り組むことが求められる。
	【アライグマ】 農家の要請に応じ、畑、納屋等で箱わなを設置し、捕獲（市環境課）を実施。	相当数（毎年195～215頭程度）を捕獲しているが被害がなかなか減少しない。
	【キツネ】 市及び農家の要請に応じ、広猟会による銃器での捕獲を実施。	相当数（毎年25～35頭程度）を捕獲しているが被害がなかなか減少しない。
	【鳥類】 市及び農家の要請に応じ、広猟会による銃器及び受託業者による箱わなでの捕獲を実施。	生活環境被害防止を含め、相当数（毎年1200～1700羽程度）を捕獲しているが被害がなかなか減少しない。
	【ヒグマ】 広猟会従事者の銃器及び箱わなによる捕獲の実施。	ヒグマが出没する農地や森林が、民家や道路、ゴルフ場等に近いことなどから銃器による駆除は、制約があり限定的となっている。

防護柵の設置等に関する取組	<p>市の農業振興奨励事業として、主にエゾシカによる農業被害の防止を図るための電気柵設置に係る費用の助成を行う。 (市 1/3、農協(組合員のみ) 1/3)</p> <p>令和2年度実績 11件 令和3年度実績 10件 令和4年度実績 5件</p>	<p>防護柵は、広範囲にわたる整備が必要なこと、費用が嵩むこと、春先に防護柵を設置し秋に撤去するなど管理労務の増加等の課題がある。</p>
---------------	--	---

(5) 今後の取組方針

<p>【エゾシカ】 銃器及びくくりわな、囲い罠による捕獲数の増加を図り被害の軽減に努める。 また、ほ場への電気柵等の設置については、引き続き支援する。</p>
<p>【アライグマ】 箱わなの設置による捕獲を引き続き実施する。</p>
<p>【キツネ】 銃器による捕獲を引き続き実施する。</p>
<p>【鳥類】 銃器や箱わなによる捕獲を引き続き実施する。</p>
<p>【ヒグマ】 人里に繰り返し出没する個体・人身事故の恐れがある個体のみ銃器又は箱わなで捕獲する。行動範囲が広いので、近隣市町村との情報交換を行い被害の未然防止に努める。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>関係機関及び団体で構成する北広島市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、情報交換及び連携により効果的な捕獲に取り組み、有害鳥獣による農業被害を最小限にとどめることに加え、人的被害を未然に防止する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	エゾシカ	捕獲機材(くくり罠等)の更新・増設など、協議会で効果的な捕獲体制の方策等について検討を行い、捕獲頭数の増加を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲・駆除頭羽数に基づき設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ	220頭	220頭	220頭
アライグマ	外来生物法の対象鳥獣であることから、可能な限り捕獲するものとし、特に計画数を設定しない。		
キツネ	35頭	35頭	35頭
鳥類	1500羽	1500羽	1500羽
ヒグマ	出没個体状況に応じて決定する。		

捕獲等の取組内容
<p>捕獲予定場所は、北広島市内一円（エゾシカについては、北海道の鳥獣捕獲許可に係る区域）とし、原則、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号」に規定する場所（鳥獣保護区、休猟区、社寺境内等）を除く。</p> <p>捕獲の実施予定時期は、冬期間の捕獲が見込めることから、1年を通して行うこととし、捕獲手段は銃器及びわな等により実施する。</p>

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ	侵入防止柵（電気柵）は、被害防止に大きな効果があることから、被害状況の把握、先進地域の情報収集を行い侵入防止柵の設置による効果的な活用を図る。		

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	エゾシカ	冬季間において、国有林内など越冬しやすい特定の場所に囲い罠を設置し、エゾシカの捕獲を実施する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
厚別警察署	対象鳥獣出没時における人身事故防止及び安全確保措置、通常のパトロール時における状況把握等のほか、住民への注意喚起
北広島市	対象鳥獣出没時における関係機関への連絡及び協力要請、安全確保対策、通常のパトロール及び情報収集、その他住民への注意喚起の実施等
北広島広猟会	非常時の協力

(2) 緊急時の連絡体制

別図のとおり

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	北広島市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
北広島市	協議会事務局の運営 協議会構成団体との連絡調整 鳥獣保護法に基づく捕獲許可申請事務 鳥獣被害防止対策の実施等
北広島広猟会	鳥獣の捕獲の実施（銃器・くくりわな・罠） 鳥獣被害防止対策の実施及び協力等
石狩農業改良普及センター	鳥獣被害防止に係る指導、助言等
道央農業協同組合 恵庭・北広島営農センター	各組合員からの鳥獣被害情報収集・提供等
農業者	鳥獣被害防止対策への協力及び鳥獣に関する情報提供（狩猟免許有資格者）

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
石狩振興局農務課	鳥獣被害防止計画の策定指導 鳥獣被害防止総合対策事業の指導
石狩振興局環境生活課	鳥獣捕獲対策の窓口（捕獲許可等）
厚別警察署	安全確保対策等の情報の共有
北広島市営農指導対策協議会	鳥獣被害防止対策実施等 ※構成機関 道央農業協同組合、北海道 NOSAI、北広島市農業委員会、石狩農業改良普及センター、北広島市

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

北広島市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成27年3月制定）により、平成27年4月に実施隊を設置し、39名の隊員で構成している。主な活動内容は、北広島市鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等のほか、鳥獣被害防止対策に関するを行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町等と情報交換を行い、対象鳥獣の生息や行動の把握等の情報を共有する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体又は残滓は、関係法令を遵守し、埋却等による処分を行う。ただし、エゾシカについては、できる限り食肉資源として有効活用を図り、食用に適さない個体については廃棄物処理施設にて処分する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

北広島市鳥獣被害防止対策協議会において、被害状況等の情報を共有し、関係機関相互の協力のもと鳥獣被害防止に努めることとする。

9. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【エゾシカ】

食肉処理施設と連携し、食肉資源として有効活用を図ることとし、食用に適さない個体については、廃棄物処理施設で埋却処理とする。

【キツネ】

廃棄物処理施設で埋却処理とする。

【アライグマ】

廃棄物処理施設で埋却処理とする。

【鳥類】

廃棄物処理施設で埋却処理とする。

【ヒグマ】

必要に応じ、検体等を大学の学術研究機関等に提供する。

10. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等に関する事項

捕獲したエゾシカについては、食肉資源として食肉処理施設と連携し、できる限り有効活用を図る。食肉として活用する際には、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」及び農林水産省が監修する「【改訂版】野生鳥獣被害防止マニュアル(捕獲鳥獣の食肉等利活用(処理)の手法)」に準拠した衛生管理を行い、食肉としての安全性を確保する。

北広島市鳥獣被害防止連絡体制図

